

スウェーデンにおける養育費の履行確保に関する取組概要

第1 養育費の取決め

○ スウェーデンでは、離婚時に夫婦間で養育費に関する取決めをすることは義務付けられてはいない。ただし、夫婦の離婚後、一方の親が子と同居していない場合等には、子と同居している親に対して養育費の支払義務を負う。後述のとおり、夫婦間での養育費の取決め確保には、自治体に置かれた関係機関が大きな役割を果たしている。

なお、スウェーデンには、いわゆる同棲婚法ともいわれるサンボ法があり、未婚・非婚の間の子が多い特色がある。

○ 両親が離婚する際には、子について、①一方の親と同居する、②両方の親と同居する（別の住居で暮らす2人の親と一定期間ごとに個別に子が同居する）、③いずれの親とも同居しないという3つの選択肢から選択することとなり、それぞれの場合に子と同居しない親の養育費の支払や面会交流についての取決めが行われる。近年は、②の中でも、父母がほぼ同程度の監護を行う交代居所と称される離婚後形態が多くなっている。

○ コミューン（地方自治体）は、その地域内の社会福祉サービスのうち、児童や高齢者等の家族に関する問題に責任を有する。そして、養育費の内容について両親間で協議が行われる際、ついに合意することができない場合には最終的に裁判所に判断を求めることができるが、それまでは、各コミュニティの下に置かれる家族に関する問題を扱う機関（ファミリア・レットないし社会福祉委員会）から助言・支援を得ることができる。

家族に関する問題については、コミュニティの権限が強く、養育費に関しても、離婚した父母で合意した内容についてコミュニティの関係機関の承認を得れば、裁判上の決定と同様の効力が付与される制度も置かれている。

この機関は、国の機関である社会保険庁と連携して、家族に関する問題を広く扱っている。裁判所が面会交流事件等処理する際、裁判所の依頼に基づき家庭環境の調査を行ったり、DV事案等暴力のおそれがあるケースにおいて面

会交流の場を設けたりするなど、司法機関とも連携した役割を果たしている。

- スウェーデンでは、養育費の算定について、基礎控除後の収入額や子供の数などにより算定する旨が一般則として定められている。実際には、父母の間の合意により子の養育費の額を定めることができる。裁判所が養育費の額を定める際には、子が生活するために必要な費用と親の収入等の一定の基準に基づいて養育費を算定することとなる。子が生活するために必要な費用については、消費者庁が子の年齢に応じて必要な費用を示しており、裁判所の判断ではこれを参考にする。

離婚後の子の養育が交代居所による場合、その計算方法は通常の単独親の下で養育されているものとは異なることになる。

第2 養育費の履行確保

- 養育費が支払われない場合には、①権利者が、国に対して養育費補助手当 (Maintenance support) の支給を求める方法、②権利者が、支払われるべき金額を確定する裁判所の判断に基づき、強制徴収庁に債務者の財産に対する強制執行を自ら申し立てる方法があるが、①の養育費補助手当の支給制度が利用されることが多い。

養育費補助手当の支給については、他の社会給付とともに、社会保険庁が所管して運用しており、養育費補助手当法が根拠法となる。

- 社会保険庁は、養育費の支払を受けていない者からの申請に基づき、養育費補助手当の支給を決定する。養育費補助手当は、現在は、0歳～10歳の子については1,537 スウェーデンクローネ（約1万6900円）、11歳～14歳の子については1,721 スウェーデンクローネ（約1万8900円）、15歳～17歳の子については2,073 スウェーデンクローネ（約2万2800円）である。多様な夫婦関係が認められているスウェーデンにおいて、養育費は子の権利として、その確保が強く要請される。
- 統計的にみると、養育費補助手当を受け取った子は2017年の統計で合計20万9459人であり、近年は若干の減少傾向にある。これは、出生率の相対的な低下と、交代居所の広がり影響しているようである。

手当の対象となる子の年齢層は、年少者より年中・年長者の割合が高くなっており、男女とも15～17歳の層の対象者が最も多くなっている。

手当に要する予算額は、2017年分で約25億スウェーデンクローネ（約275億円）である。

- 社会保険庁が養育費補助手当の支給を開始した後であっても、夫婦間で養育費に関する問題を解決する能力があると判断した場合には、社会保険庁の判断で、手当支給を中止することができるようにされている。これは近年の法改正によるものであり、離婚した夫婦がこの養育費に関する問題についてより積極的に関わり相互に協議することを促そうとするものであり、行政コストの削減の必要性も背景にはある。

- 社会保険庁は、養育費の支払義務を負うにもかかわらず支払わない親に代わって養育費補助手当を支給した後、支払義務を負う親から、未払の養育費を回収するのが建前である。

社会保険庁が回収する養育費は、支給した養育費補助手当の額にとどまらず、定められた養育費の未払額全部であり、養育費補助手当を超える部分については、養育費の支払を受けるべき親に支給する。

ただし、支払義務者の所得状況等に応じ、支払の免除や猶予が広く認められるほか、扶養義務者の人数が多い場合には一部の支払のみで足りるとされ、月額を支払にも上限が設けられるなど柔軟な取扱いがされている。実際には、支払義務者からの支払や徴収が期待できない場合が多いようである。

- 社会保険庁は、養育費の支払義務を負う者が、社会保険庁が立て替えた養育費補助手当を返還しない場合には、督促手続を行う。

それでも支払がなされない場合、養育費補助手当にかかる実際の強制徴収義務は、社会保険庁ではなく、強制徴収（執行）庁が実施する。国民番号制度が広く普及しているスウェーデンにおいては、国民の勤務先、預金口座、不動産等の情報は一元的に把握・管理されており、そのため国が義務者から給与差押え、還付金の天引き等の方法により徴収を行うことは容易である。強制徴収庁では、公金の未収金と同様の方法で強制的に取り立てがされる。もっとも、養育費補助手当に関しては、ここまでの取立てがされる例は多くないようである。

資料5

以 上